

別記2

個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2条 受注者は、この契約による業務を行うために発注者及び利用団体から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4条 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5条 受注者は、発注者及び利用団体が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために発注者及び利用団体から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(個人情報を取り扱う業務の再委託の原則禁止)

第6条 受注者は、発注者及び利用団体が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(特定個人情報の漏えいの禁止)

第7条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(特定個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務を行うために発注者及び利用団体から引き渡された特定個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(作業場所の特定)

第9条 受注者は、特定個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により発注者及び利用団体に報告しなければならない。

2 受注者は、事前に発注者及び利用団体の承認を受けて発注者及び利用団体が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(作業責任者等の報告)

- 第10条 受注者は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に、書面により発注者及び利用団体に報告しなければならない。
- 2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者及び利用団体に報告しなければならない。
 - 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
 - 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

- 第11条 受注者は、本委託業務に係る特定個人情報の保護について必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(特定個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

- 第12条 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う特定個人情報が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに特定個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(特定個人情報の目的外使用の禁止)

- 第13条 受注者は、この契約による業務を行うため、特定個人情報を取り扱う場合には、特定個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(特定個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

- 第14条 受注者は、発注者及び利用団体が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために発注者及び利用団体から引き渡された特定個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(特定個人情報を取り扱う業務の再委託)

- 第15条 受注者は、本委託業務を第三者に委託する場合（以下「再委託」という。）は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う特定個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める特定個人情報の保護措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

- 2 受注者は、前項の規定により再委託を行った場合に、再委託の相手方が更に委託を行う場合（以下「再々委託」という。）には、業務の着手前に受注者の承諾を得よう、再委託の相手方に対して義務付けなくてはならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を行う場合には、再々委託について第1項各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

- 4 前2項の規定は、再々委託の相手方が更に委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 受注者は、再委託及びそれ以降の契約の内容にかかわらず、再委託の相手方及びそれ以降の事業者が受託した業務において、当該事業者の特定個人情報の取扱いについて責任を負うものとする。

(取扱状況の報告)

第16条 受注者は、発注者及び利用団体から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査又は調査)

- 第17条 発注者及び利用団体は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は調査を行うことができる。
- 2 発注者及び利用団体は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。
 - 3 受注者は、再委託を行う場合に、再委託の相手方に対して、発注者が監査又は調査を行うことができることとしなければならない。
 - 4 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約についても同様とする。
 - 5 発注者及び利用団体は、本委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、受注者以外の業務に携わる各事業者が必要な措置を講じているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。

(事故発生時における報告)

第18条 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報及び特定個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。